

第五十五回 参議院大蔵委員会議録第十二号

昭和四十二年五月二十六日(金曜日)
午前十一時二分開会

五月二十六日
委員の異動
辞任

白木義一郎君

補欠選任
出席者は左のとおり。

委員長

理事

竹中 恒夫君

青柳 秀夫君
植木 光教君
藤田 正明君
柴谷 要君
中尾 辰義君

委員

伊藤 一男君
大竹 平八郎君
大谷 賢雄君
小林 章君
西郷 吉之助君
塙見 俊二君
徳永 正利君
西田 信一君
日高 広為君
田中 寿美子君
戸田 菊雄君
山本 伊三郎君
二宮 文造君
瓜生 清君
須藤 五郎君

國務大臣 大蔵大臣 水田三喜男君

政府委員 大蔵政務次官 米田 正文君
大蔵省主計局次長 大蔵省主税局長 岩尾 一君

事務局側

大蔵省主税局長 塩崎 潤君

坂入長太郎君

常任委員会専門員

大蔵大臣官房財務調査官 結城 譲人君

大蔵省主税局税制第一課長 中橋敬次郎君

説明員

本日の会議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○石炭対策特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

○税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。

本日、白木義一郎君が委員を辞任され、その補

欠として二宮文造君が選任せられました。

○委員長(竹中恒夫君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、政府より提案理由、同補足説明を順次聴取いたします。米田大蔵政務次官。

○政府委員(米田正文君) ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、本年二月税制調査会から提出された昭和四十二年度の税制改正に関する答申を中心に、さらに検討を重ねた結果、昭和四十二年度においては、最近における国民負担の状況及び経済情勢の推移を勘案し、国民生活の安定と企業の体质の強化等をはかることを目的として、所得税の減税を中心とし、これに加えて相続税の減税、企業減税、印紙税、登録税の全面改正、税制の簡素化その他当面要請される諸施策に対応する税制改正を行なうこととし、国税において平年度一千五百五十億円にのぼる減税を行なうこととしたのであります。

今回は、これらの税制改正のための諸法案のうち、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について、その大要を御説明申し上げます。

第一は、中小所得者を中心とする所得税負担の軽減をはかっていることであります。すなわち、基礎控除及び扶養控除をそれぞれ一万円引き上げるほか、配偶者控除を二万円引き上げるとともに、給与所得控除について、定額控除及び最高限

度額をそれぞれ四万円引き上げ、また、これらの控除の引き上げと関連して、最低税率を八・五%から九%に引き上げることとしております。な

お、これらの諸控除の引き上げにより、所得税の課税最低限は、夫婦と子供三人の給与所得者を例にとりますと、現在の約六十三万円が約七十四万円となるのであります。

さらに、永年勤続者の退職所得の課税最低限を五百万円程度に引き上げることを日途として、現在勤続年数一年につき一律五万円となつてある退職所得の特別控除を、その年数が長くなるに応じて五万円ないし三十万円に引き上げることといたしております。

第二は、中小企業の体质の強化に資するため、専従者控除制度の改正を行なつていていることです。すなわち、青色事業専従者給与の必要経費算入制度について、昭和四十三年分からその限度の法定を廃止し、専従者の受けるべき給与の実態に即するよう制度を整備いたしております。

第三は、税額控除制度の改正を行なつていています。すなわち、私学の振興に資する等の見地から、寄付金控除について、現行の税額控除を所得控除に改めるとともに、控除足切り限度額を現在の三十万円から二十万円に引き下げるなどあります。すなわち、私学の振興に資することとしております。

第四は、少額貯蓄非課税制度の適用要件の緩和をはかっています。すなわち、少額貯蓄非課税制度について、現行の一種類一店舗の要件を緩和し、貯蓄の種類が一種類でなくとも、また、店舗が一店舗でなくても、元本の合計額が百万円をこえない限り、その利子所得を非課税とすることとしております。

以上のはか、配偶者控除及び扶養控除の適用条件である所得限度を給与所得等については現行の五

いて、その大要を御説明申し上げます。

あわせて所得税制の整備合理化を行なうこととしております。

て、多種類多店舗の場合も、元本の合計額が百万円をこえない限りこの制度を利用できるように改

万円から十萬円に引き上げること、小規模企業共済制度のうち事業廃止に備えるものの掛け金の全額について所得控除を認めること、山林所得、譲渡所得及び一時所得の特別控除を一律三十万円に引き上げること、資産所得の合算課税を行なう所 得限度を現行の二百万円から三百万円に引き上げること、源泉徴収を行なう報酬等の範囲を拡大すること、小規模な事業を営む青色申告者について現金主義による所得計算方法を導入すること等、所要の規定の整備合理化をはかることとしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について、その大要を御説明申し上げます。

清算所得に対する法人税課税の仕組みの合理化をはかっていることがあります。すなわち、解散、合併の場合は、清算に半つて生ずる法人所得に

についてのみ法人税を課税することとし、清算分配金は、これを受け取る株主の段階において配当所得として課税することとしております。これに伴い、清算所得に対する法人税率を普通法人については四一%から三〇%に、協同組合については二五%から二二%に引き下げることとしたしま

第二は、主として中小法人に対する税務申告の手続の簡素化等所要の規定の整備合理化を行なうこととしております。すなわち、一年決算の方法について中間申告とともに伴う納税を要しないこととされている限度を、現行の二万五千円から一万円に引き上げ、また、被合併法人について控除ができることとなつて、外因税額等を合併法人においても控除できることとするほか、法人税の割稅所得に關する会計慣行の尊重等、所要の規定の整備合理化を行なうこととしております。

最後に、相続税法の一部を改正する法律案に

第一は、被相続人の配偶者である相続人に対する相続税の減税であります。すなわち、配偶者に対する相続税につきましては、現在遺産額三千万円までの相続分については半額課税の制度を設けておりますが、夫婦間における財産形成及び相続の実情等を考慮して、この半額課税を全額免税にすることとしております。これにより、夫婦間の相続は、ごく限られた高額財産階層を除いて非課税となります。

第二は、生命保険金及び死亡退職金の非課税限度額の改正であります。すなわち、生命保険金は、現在、各相続人が受け取った保険金で一人当たり百万円を限度として非課税としておりますが、この限度額を各相続人の受け取り金額のいかんにかかわらず、百万円に相続人人数を乗じた金額とするものであります。

また、死亡退職金につきましては、現在、五千万円に相続人人数を乗じた金額のうち、受遺者が取得した死亡退職金に相当する部分を除いた金額を非課税限度としておりますが、これを受遺者による取得の有無にかかわらず、五十万円に相続人人数を乗じた金額まで非課税としようとするものであります。

その他、相続税の総額を各相続人に案分する際の計算の簡素化をはかることとしております。

以上三法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し述べました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○説明員（結城義人君） 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明をいたします。

所得税法の一部を改正する法律案でございます。

最近における所得税負担の状況に顧みまして、中小所得者に重点を置いて所得税の負担を軽減するため、所得税法の改正を行なうことといたし、

いて、その大要を御説明申上げます。

第一は、被相続人の配偶者である相続人に対する相続税の減税であります。すなわち、配偶者に対する相続税につきましては、現在資産額三千万円までの相続分については半額課税の制度を設けておりますが、夫婦間における財産形成及び相続の実情等を考慮して、この半額課税を全額免税にすることとしております。これにより、夫婦間の相続は、ごく限られた高額財産階層を除いて非課税となります。

第二は、生命保険金及び死亡退職金の非課税限度額の改正であります。すなわち、生命保険金は、現在、各相続人が受け取った保険金で一人当たり百万円を限度として非課税としておりますが、この限度額を各相続人の受け取り金額のいかんにかかわらず、百万円に相続人數を乗じた金額とするものであります。

また、死亡退職金につきましては、現在、五千万円に相続人數を乗じた金額のうち、受遺者が取得した死亡退職金に相当する部分を除いた金額を非課税限度としておりますが、これを受遺者による取得の有無にかかわらず、五十万円に相続人數を乗じた金額まで非課税としようとするものであります。

その他、相続税の総額を各相続人に案分する際

の計算の簡素化をはかることとしております。
以上三法律案につきまして、その提案の理由と

内容の大要を申し述べました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願ひ申し上げます。

○説明員(結城義人君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の提案理由の補足

説明をいたします。
所得税法の一部を改正する法律案でございま
す。

最近における所得税負担の状況に顧みまして、中小所得者に重点を置いて所得税の負担を軽減するため、所得税法の改正を行なうこといたし、

あわせて所得税制の整備合理化を行なうこととしております。

第一に、課税最低限の引き上げにつきましては、夫婦と子供三人の給与所得者の課税最低限を十万円程度引き上げることを目途としまして、諸控除を引き上げます結果、昭和四十二年度の所得の納稅人員は、改正前で二千三百三十五万人と見込まれるのでございますが、これが改正後で二千七十五万人となり、二百六十万人の減少と相なるわけでございます。

また、退職所得につきましては、現在、勤続年数一年につき一律五万円の特別控除を行なうこととしておりますのを、勤続年数に応じ、十年までは一年につき五万円、十年をこえ二十年までは十万円、二十年をこえ三十年までは二十万円、三十年をこえる年数については三十万円に、それぞれ引き上げ、これによりまして、勤続年数三十五年で退職した人を例にとりますと、現在の課税最低限百七十五万円が五百五万円に引き上げられることになります。

なお、税制の整備合理化としまして、配偶者控除及び扶養控除の適用条件の緩和、小規模企業共済掛け金控除制度の創設、譲渡所得等の特別控除の引き上げ、資産所得の合算課税制度の所得限度の引き上げ、源泉徴収の対象となる報酬等の範囲の拡大、現金主義による所得計算方法の導入のか、児童福祉法により里親に養育されているわが家の納税を要しない予定納税基準額を現行の一萬二千円から一萬五千円に引き上げること、使用者が常時十人未満の小規模事業所における源泉徴収税額の納期の特例制度について、現行の年四回の納付を年二回の納付で足りることとする等の改正を行なうこととしております。

第一は、専従者懲戒制度の改正でござります。中小企業の体質の強化に資するため、今回、この限度の法定を昭和四十三年から廃止し、専従者の受けるべき給与の実態に即するよう制度を整備することとしているのであります。

第三は、税額控除制度の改正でございます。現在、障害者控除、寡婦控除等につきましては、六

一千円の税額控除としているのでありますから、税額の簡素化はかかるとともに制度の趣旨を理解すべくする見地から、これを七万円の所得控除に改めることとしております。また、寄付金控除につきましては、寄付を一そくやすべくして私学の振興に資する等の見地から、税額控除を所得控除に

改め、控除足切り限度額を二十万円に引き下げる
こととしております。

す。この制度は、現在、一種類一店舗に限ることと相なっておりませんために、一般に利用しがたい面がござりますので、この要件を緩和いたしまし

なお、税制の整備合理化としまして、配偶者控除及び扶養控除の適用条件の緩和、小規模企業共済制度の創設、譲渡所得等の特別控除の引き上げ、資産所得の合算課税制度の所得限度の引き上げ、源泉徴収の対象となる報酬等の範囲の拡大、現金主義による所得計算方法の導入のほか、児童福祉法により里親に養育されているいわゆる里子を扶養親族の範囲に加えること、予定納税を要しない予定納税基準額を現行の一萬二千円から一萬五千円に引き上げること、使用人が常時十人未満の小規模事業所における源泉徴収税額の納期の特例制度について、現行の年四回の納付を年二回の納付で足りることとすること等の改正を行なうこととしております。

次に法人税法の一部を改正する法律案について説明申し上げます。

企業に対しましては、わが国経済の現状に顧みて、技術革新に対処するための試験研究の助長、社会開発の促進など緊急を要する特別措置について生じて、現在のままでは、一般的な減税は行なつておりません。したがいまして、法人税法の改正は税制の簡素合理化に關するものであります。

第一は、法人が解散や合併した場合について生ずる清算所得課税につきましては、本来株主の配当所得と考え方される清算分配分についても配当所得に対する所得税を法人税という名前で、源泉で一律に徴収しておりますが、今回これを改正しますとして、現在所得税にかえて法人税が課税されている部分は、これを受け取る株主の段階で配当所得として所得税を課税することとして、本来の姿に戻すことにしております。これに伴い清算所得に對する法人税率の引き下げ等、所要の規定の整備をはかることとしております。

第二は、主として中小法人を中心とする税務申告の手続の簡素化その他所要の規定の整備合理化

なお、税制の整備合理化としまして、配偶者控除及び扶養控除の適用条件の緩和、小規模企業共済制度の創設、譲渡所得等の特別控除の引き上げ、資産所得の合算課税制度の所得限度の引き上げ、源泉徴収の対象となる報酬等の範囲の拡大、現金主義による所得計算方法の導入のほか、児童福祉法により里親に養育されているいわゆる里子を扶養親族の範囲に加えること、予定納税を要しない予定納税基準額を現行の一萬二千円から一萬五千円に引き上げること、使用人が常時十人未満の小規模事業所における源泉徴収税額の納期の特例制度について、現行の年四回の納付を年二回の納付で足りることとすること等の改正を行なうこととしております。

次に法人税法の一部を改正する法律案について説明申し上げます。

企業に対しましては、わが国経済の現状に顧みて、技術革新に対処するための試験研究の助長、社会開発の促進など緊急を要する特別措置について生じて、現在のままでは、一般的な減税は行なつておりません。したがいまして、法人税法の改正は税制の簡素合理化に關するものであります。

第一は、法人が解散や合併した場合について生ずる清算所得課税につきましては、本来株主の配当所得と考え方される清算分配分についても配当所得に対する所得税を法人税という名前で、源泉で一律に徵収しておりますが、今回これを改正しますとして、現在所得税にかえて法人税が課税されている部分は、これを受け取る株主の段階で配当所得として所得税を課税することとして、本来の姿に戻すことにしております。これに伴い清算所得に對する法人税率の引き下げ等、所要の規定の整備をはかることとしております。

第二は、主として中小法人を中心とする税務申告の手続の簡素化その他所要の規定の整備合理化

であります。これは中間申告の提出不要限度を一万五千円から三万円に引き上げることにしておりますが、この改正によつて新たに約一万五千円の法人人が中間申告書を提出する必要がなくなるものと推計されています。

このほか税制の簡素合理化をはかるため割賦販売等について繁雑な明細書の提出の廃止、被合併法人の外国税額、粉飾決算の場合の過納法人税額控除の控除の合併法人への引き継ぎ、課税所得計算に関する等の改正を行なっております。

次は、相続税法の一部を改正する法律案であります。

第二は、生命保険金及び死亡退職金の非課税限度額の改正であります。現在、生命保険金は、受け取った各相続人ごとに計算し、百万円を限度として非課税としておりますが、これでは生命保険金を受け取らない相続人がいるような場合は不利となる場合が生じますので、相続人の総体について各相続人の受け取り金額にかかるわらず、百五円に相続人人数を乗じた金額まで非課税となるよう弾力化しようとするものであります。

また、死亡退職金につきましては、現在、五十五万円に相続人人数を乗じた金額のうち、受遺者が取得した死亡退職金に相当する部分を除いた金額を、非課税限度としておりますが、これについても、

生命保険金の場合と同様に、各受遺者の取得の有無にかかわらず、五十万円に相続人數を乗じた金額まで非課税にしようとするものであります。その他、相続税の総額を各相続人等に案分する際の現在の計算は、各人の取得した財産額から一定金額を控除した後の金額の割合によることとし、複雑となつておりますので、税制の簡素化等の見地から、これを各人の実際の取得財産額の割合によって計算することに改めることとしております。

なお、この改正は、本年一月一日以後の相続等にかかる相続税について適用することとしております。

以上、三法律案の提案理由の補足説明を申し上げた次第でござります。

○委員長(竹中恒夫君) 以上で三案の提案理由、同補足説明を終わります。

これより三案を一括して質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○田中寿美子君 今回の減税あるいは税制改正三案についてですけれども、税金を納める人口、納税人口は年々非常にふえている。一千三百三十五万人とおっしゃいました。大部分の国の經營といふのは働く国民の税金でまかなつているわけですから、したがつて、国民は納税者としての自覚と権利意識を持たなきやならないと。しかし、それは税金の納め方や取られ方、あるいは税金の使い方、行くえ、そういうものに対して十分な発言権がないければ、納税者意識というものは育たないと思つてゐるのです。日本の税制の体系は、シャウブ勧告以来、資本蓄積をおもな一番の目的としておりまして、そらして主として大衆課税に非常に不当な重さがあつた。税負担の公平が非常に不公平でなかつた。そういう状態の中で、国民所得が十分高くて、また国民の暮らしにその税金が戻つてくるということが十分意識されれば、納税者も文句を言わないのですけれども、しかし、今日の税制が一貫して資本蓄積のほうを第一とし、大衆課税が重い、大衆収奪という立場に立つてゐるため

に、大資本に対する優遇、それから高額所得者に対する優遇措置、そういうことに非常に重点が置かれてきた。そういう点から、税の体系そのものに問題があると思います。

で、税制調査会が三十九年度の基本的租税制度の方針、それに対してその後の次々出されます税制調査会の答申の方向などが、ごく最近むしろ逆行していくのじゃないかというような心配を感じているのですが、たとえば最近社会開発計画を提出されまして、それに関連して、国民は税金を出すこととを文句を言ふけれども、社会保障もほしがっている、住宅もほしがっている、公害対策もやわらかく、そういうことを言つておきながら、税のほうは減らすことを文句を言ふのはけしからぬ。だから、国民所得に対する二〇%以下にすべきだという最初の基本的な租税制度のあり方についての答申の方向から、さらにむしろ二〇%をこえて二三%くらいまでいいともいいではないかといふような意図をささえ出てきている状況でございます。いまこの二〇%というのは、国民所得の計算のしかたを変えて、一八・五%ですかに数字は変わっているとうですけれども、それにしましても、全体として國民所得に対する税負担の割合といふのはふえてるといつておる。そうして納税人口もだんだんふえてる。いくばかりですね。この今回の税制改正の、いまおっしゃられましたように、簡素化すること、合理化することを一番大きな目的としているのだということで、いろいろの点である程度簡素化も行なわれておりますけれども、しかしその反面やはり税率は八・五%から九%に上がっております。中小所得者を益するためだという目的にかなっていないということを、最初に感じているわけなんですね。

税負担のどんなふうに重くされて いるのかと い うところがはつきりわからせない ようにしようとしているかと思われるくらいにむすかしゅうござい ます。私どもも しろうと ですから、特にわかりにく いのですが、税制調査会の四十二年度中間答申 の中で、税制簡素化についての第一次答申と いうのがあります が、その中に四〇ページのところに、「税制の簡素化に当たっては、納税者の便宜を優先的に考慮し、全般的な視野から均衡のある簡素化を図る必要がある。」ということを言われておられますけれども、しかし、実際には私ども自分で申告ができないような複雑さがあるわけですね。まして、事業をやっている人なんかは、自分で申告をしたらば損になるというか、税理士で頼まなければわからないというようなこの複雑さというものは、もう少し何とかならないのかどうかというところなんですかね、いかがですか、その点。

○説明員(結城義人君) 田中先生のお話、非常にごもっともでござります。われわれ税制を毎日の仕事としておる者にとりましても、現在の税制は複雑にして、非常にわかりにくい点がたくさんござります。

ただ、しいてその点について若干の論拠を求めますと、やはり公平の原則を貫くために、それぞれの具体的な事情を考慮すればするほど、詳しく複雑になるということがまず第一点かと思います。それから、第二点といたしましては、やはり租税法定主義といふことがございますので、こまかい点まで法律に規定するということをございますので、これも非常に複雑化の一因かと思うのです。それから、第三点といたしましては、これがいよいよ改定されると、それがどうなるかが問題になります。しかし、それでいいといふことはございませんので、去年の税制調査会に、わざわざ実は簡素化部会といふものを設けまして、これはいわゆる各界代表という方以外に、それぞれ税制についての専門的知識を有する方々にお集まり願いまして、第一次答申をいただきまして、今回の税制改正には、その七八〇%の部分を盛り込んでおられます。国会が終りましたら、また本年度も税

制調査会が開かれる予定でございますが、簡素化部会にも力を入れまして、第二次第三次の答申をいただいて、それに基づいて今後の簡素化を一そく強力に進めていくというつもりでございますので、何とぞひとつよろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

○田中寿美子君 わかりにくさというのですね、大いにござがせること言つてはちよつことはは悪いのですけれども、大衆の負担をいかにも軽減しているように思われるようなで、事実は、四十二年度の一千百億減税というものは、これはほとんど物価調整の一部分にすぎない。実際にはこれは減税に、事例で申し上げたらそらなんですけれども、ならないのです。しかし、一般の人々には、たとえば課税最低限を標準家族七十四万円にするなど、こう言われますと、いかにも十万円免稅点が上がったという感じがするわけで、その辺をもつとほんとうの意味で、親切にほんとうのことと言つてももらわないと国民は困るのであります。これは予算委員会で公明党の鈴木一弘さんがやはり指摘していましたとおり、標準家族といふ五人家族といふのは、いまや普通ではないわけです。ですから、七十四万円が免稅点になつたそらだと言われましても、自分らは実はそらではなくて、もつと免稅点は低いのだということがわかつていいのですね。ですから、幻想を抱かれるということが大いにあって、こういう点はもつと簡素化、それこそはつきりわかるように、普通の標準の世帯数でやる。また、独身者だつたら幾らまでかかるのだということを國民にはつきりわかるようなるとPRをしてもらいたいと思います。そういう意味で、この標準家族五人といふのは直す意思があるといふうに大臣は言われたように思うのですけれども、それは当局のほうではいかがなんですか。

○説明員(結城義人君) 標準家族ということばは、実は新聞紙上へ発表するような場合に、一々、独身者では幾ら、二人家族で幾ら、三人家族で幾らというのをたくさん並べるわけにいきませ

んで、一例だけをいろいろ場合に常にとつておるという意味で標準家族ということばを使っておるのをござります。たとえば国会へ提出する資料等におきましては、税額の計算あるいは課税最低限の数字をお示しする表には、独身者、二人家族、三人家族、六人家族ぐらいまであるかと思ひます。そういう表には標準家族といふことばを実は使つておらないわけでござります。

ただ、五人といふ事例をいろいろ発表等の場合に使つておりますゆえんは、多分に沿革的なものでございまして、戦争中から実は五人といふ数字をとつてきております。当時はまあ五人が一応統計上の平均世帯人数であつたといふことはございまして、最近ではたしか四・二、三人といふのが平均になつたと存じ上げておりますので、今後はなるべく標準的な平均家族人数に合わせたといきたいと存じております。ただ、たとえばことしなんかも五人といふのを使いましたゆえんは、従来との比較が五人で出ておりますので、そのほうがわかりやすいということがあつらかと思ひますので、こういう方法をとつたということをございます。ことしなんか、たとえば五人で幾人で幾らと並列して解説したらどうかといふようなことを考えたのでござりますが、ことしら、四人で幾らと並列して解説したらどうかといふようなことを考えておりますが、ことしは従来のとおりでいこうというようなことでござりますので、今後十分に検討させていただきたいと思います。

○田中寿美子君 簡素化とか合理化とか近代化といふのは、いまの実情に即さなければいけないと思ひますので、特に重税を感じているのは独身者でござりますから、そういうものをでもございますから、ですか、そういうものをみんな出すということが必要だと思ひます。

それから、その次に、まだ非常にわかりにくいことばといふか、いろいろとには何のことかわからぬことばに初年度、平年度といふのがあるのでござります。私なんか、一休平年度といふのはいつ実際に実現されるのかと思っておったのです。しかし、いろいろとだから、こういうことは私がわか

らないのかと思つておりますたら、永久に平年度というのは実現されないので、毎年毎年これは物価も上がつてきますし、自然増収があるのでござりますけれども、その点も実は今後の研究課題といふことにいたしております。

○田中寿美子君 初年度のほうはカッコになつているのですがね、これは全く反対にすべきだと思います。それで、簡素化部会でぜひこれは問題にしていただきたいと思います。

それから、さらにわかりにくつておりますのは、課税最低限を十万円引き上げた、さつきの標準家族五人で七十四万円まで税がつかない、こういうふうに申しますと、実はこれは所得税ですか、さらには給与所得者にとってはそれに地方税が取られます。地方税のほうの最低限はもつとずっと低うございますね。四十三万円ですか。それですから、実際には何となくぬか喜びさせられながら、実は毎年税金は上がるばかりなんですね。毎年毎年減税しておるのに、税金は上がるばかりです。

それは事例は幾らでもありますけれども、たとえば、これは電報電話局につとめておる中くらいの平均的な所得の家庭ですけれども、四十年四月以降、たとえば源泉徴収の税額といふものは四年間を通算して調整するということとはございませんけれども、まあそういうような点がござりますので、おそらく国会がたとえば十二月じゃうに全部税法を上げ、一月一日から施行になるといふことで、適宜遡及できるものはござりますけれども、これは実は初年度とはいへ、税目により、その年の施行期日によりましていろいろござりますが、所得税が一番いい例だと思ひますので所得税を例にとりますと、大体国会を通過するのが三月、政

治シーズンの問題がござりますが、そうすると四月一日から法律が施行されることになりますので、適宜遡及できるものはござりますけれども、これは実は初年度とはいへ、税目により、その年の施行期日によりましていろいろござりますが、所得税が一番いい例だと思ひますので所得税を例にとりますと、大体国会を通過するのが三月、政

治シーズンの問題がござりますが、そうすると四月一日から法律が施行されることになりますので、適宜遡及できるものはござりますけれども、これは実は初年度とはいへ、税目により、その年の施行期日によりましていろいろござりますが、所得税が一番いい例だと思ひますので所得税を例にとりますと、大体国会を通過するのが三月、政

治シーズンの問題がござりますが、そうすると四月一日から法律が施行されることになりますので、適宜遡及できるものはござりますけれども、これは実は初年度とはいへ、税目により、その年の施行期日によりましていろいろござりますが、所得税が一番いい例だと思ひますので所得税を例にとりますと、大体国会を通過するのが三月、政

い。だから、物価上昇分で相殺される部分、物価が上がりにくいためにその減税の効果が相殺される部分を差し引いても、それだけじゃなくて、納稅額が上がっているわけなんです。ですから、よほどの減税をしない限り減税にはならないということ。

ではないという考え方でござります、基本的には

田中壽美子君 その物語調整分をどう計算

をするかということ、これはまた問題ですけれども、それで、それを差し引けば減税になつたはずだというのはこれは紙の上の計算で、実際に所得

も、これでは公平の原則が負けない。そこで、公平の原則を貫くために、老年者はどうする、障害者はどうする、子供が一人あつたらどうする、三人あつたらどうするといふ事情を入れれば入れるほど、実は複雑になります。そのかわり、ある意味で公平にはならないかと思うのでござります。

今度の簡素化で増税があるのかと、こういったことになるのでござりますが、現実の改正作業といったしましては、減税のほうになつてもやむを得ないという点で行なつてある部分が大部分でございまして、増税になつてもやむを得ないといたることで行なわれている点はござりませんつあたりでござります。

明てはいるが、たゞ、その間をとる程度の問題といふのは、そのとき、そのところにおけるやはり現実的な判断でございまして、一般的な原則はない。やはりそのときそのときの現実の問題であるうかと思うのであります。

御指揮御利害挂附機要之文，加奉所得指用，定

の上では、簡素化をもつと強力に推し進める点に
ウエートを置いて事柄を判断する必要があるので
はないか、かように考えまして、去年以来の実は
努力をしておるということでございます。

卷之三

しいということはわかりました」というのは、四一二年度の長期税制のあり方についての答申の四一ページのことろに、「簡素化は税負担の変動や税率の異動をもたらすことが目的ではないことから、若干の変動や異動は大きな目的をもつ簡素化

が控除された。今度は七万円の所得控除ばかり

も、工夫をこらして税負担の変動や税収上の影響を避けることができる簡素化案を作成する必要がある。減税や増税の意図をもつて簡素化の実行を考えることはあまりにも安易にすぎるようと思われる」ということばがあるのですが、これもたいてい

○説明員(結城義人君) 所得税法の最高の税率は

動や異動は大きな目的をもつ簡素化の付隨的現象として許容する必要はあるとしても」というのはどういう意味ですか。これは多少増税になつてもしようがないというよりも考えられるんですがね、簡素化のためには。

象の頭に立つて非議するが如きは、實に可笑が

算をしておるわけでござります。その場合の物価相
調整減税の必要額の計算のしかたの基本的な考え方
方は、要するに、六十三万円の基礎控除がござい
ます。これを単純に5%なら5%伸ばして課税最
低限を上げる分は、これを物価調整であつて減税額

第五部 大藏委員會會議錄第十二号 昭和四十二年五月二十六日 【參議院】

○説明員(結城義人君) 増税にはなりませんで、減税が大きくなつたということだと思います。上のほうはですね。下のほうは、六千円の方が六千三百円になつておりますが、増税になつた部分はない。しかし、減税の割合が上のほうが大きいといたことでございますが、実はその程度は簡素化のためにはやむを得ないのではないかという意味で実は踏み切つておるのでございます。

税額控除を所得控除に改めますと、常にこういう問題が起つるのでございまして、それが不公平だということになりますと、たとえば基礎控除十五万円という問題と、あるいは扶養控除七万円という問題と――扶養控除七万円は、実は所得の金額によりまして、七万円の扶養控除を受けることによって税額が減る金額は実はみな違うわけでございまして、そういう意味で所得控除は実はそういう働きをしておるのでございます。したがいまして、どうも税額控除が複雑でよくわからないと。それを直そうじゃないかといふ要請を優先させれば、どうしてもこうなるを得ないということかと思つておるのでございます。

○田中寿美子君 いまのその所得控除に変えた項目といらば、非常にいろいろ問題のある人々を対象にしたものが多いですね。傷害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除ですね。そういう点でやつぱり、公平を期する意味で何かの方法を講ずるべきじゃないかと。単に簡素化のために税額控除を所得控除に変えたといなならば、何らかの方法をとるべきじゃないかと思いますが、いかがでござりますか。

○説明員(結城義人君) お説の点、もちろんどもつともな心配でございまして、先ほども申し上げましたように、税額控除を所得控除に改めますと、若干従来の税額とは変わつた負担割合が起つことはおっしゃるとおりでございます。そしてたとえば今回でも老年者控除につきましては、税額控除をやはり所得控除に改めたわけですが、さいますが、六十五歳以上の方はまあ無条件で、従来は税額で六千円、今度は所得から七万円引いて

てもらひわけでございますから、先生御心配にな

るような、それぞれの所得の大きさによりまして限を置くことにいたしまして、所得が五百

万円以上の方には実は老年者控除は適用しないと

いうことで、五百万円をこえる金額の方ですね、

老年者控除は適用しないということにいたしました

て、そつちのほうからの実は公平を考えるとい

うことです。

○田中寿美子君 そこで、簡素化もそうですけれども、本来税制を長期にわたつて改正していく方

向といらば、税負担を公平にするといふところ

にあるはずでござりますね。それで、ほんとうに税負担の公平をはかるためには、一番重大な問題

は独身者の税金を軽減することです。

○田中寿美子君 これまで毎年毎年ふえていくの

ですね。で、昨年のように大幅減税したといわれている年でも、ふえてるわけで、実際にはそうならないと思います。というのは、賃金も上がりますから、税率も上がるんですから、ふえててきますから、税率も上がるんですね。そうすると、いくつも減る見込みである。こうしたことございま

す。

○田中寿美子君 これまで毎年毎年ふえていくの

ですね。で、昨年のように大幅減税したといわれ

ている年でも、ふえてるわけで、実際にはそう

ならないと思います。というのは、賃金も上がりますから、税率も上がるんですから、ふえててきますから、税率も上がるんですね。そうすると、いくつも減る見込みである。こうしたことございま

す。

したので、負担率は下がつた、こういうことございます。

○田中寿美子君 非常に機械的な簡単な出し方

で、少し私はそれはおかしいと思うのですけれども、その比率だけの数が一八・三から一八・五と

いうふうになつたとしても、実際に納めている者の実態や実感というのは、ちつとも下がつてやしないと思うのです。そういう点で今後も単純に、いつの間にか二〇%台以下に下がつたといわ

ことになるわけですね。最初の長期税制改正に対

する答申では、国民所得の二〇%以下にすべきだ

というのが目標だつたわけですね。そうすると、もうその目標を達成したということになつてしま

います。

○田中寿美子君 これまで毎年毎年ふえていくの

ですね。で、昨年のように大幅減税したといわれ

ている年でも、ふえてるわけで、実際にはそう

ならないと思います。というのは、賃金も上がりますから、税率も上がるんですから、ふえててきますから、税率も上がるんですね。そうすると、いくつも減る見込みである。こうしたことございま

す。

○田中寿美子君 これまで毎年毎年ふえていくの

ですね。で、昨年のように大幅減税したといわれ

ている年でも、ふえてるわけで、実際にはそう

ならないと思います。というのは、賃金も上がりますから、税率も上がるんですから、ふえててきますから、税率も上がるんですね。そうすると、いくつも減る見込みである。こうしたことございま

す。

○田中寿美子君 これまで毎年毎年ふえていくの

ですね。で、昨年のように大幅減税したといわれ

ている年でも、ふえてるわけで、実際にはそう

ならないと思います。というのは、賃金も上がりますから、税率も上がるんですから、ふえててきますから、税率も上がるんですね。そうすると、いくつも減る見込みである。こうのことございま

す。

○説明員(結城義人君) 大蔵大臣は国会でも、なるべく早く課税最低限を百万円に引き上げたいと、ということを言明しておられるわけでござります。その場合に、百万円の物価水準はいつの物価水準かということでございますが、実はそれはど詰めたことではございませんで、もちろん、たとえば百万円の課税最低限が実現したときに、現在の七十三万円と——物価水準で割り戻せば七十三万円と同じだということに、極端な場合でござりますが、なった場合でも、百万円は実現したのだからいいのだといろいろなことは、もちろん申しておるわけではないかと思います。しかし、一考、二考がどうかといろいろなことで、実は計算に入れて申し上げていることではないと思いますので、そういう問題はできるだけ早く、物価が上がる前に早期に実現すれば、そういう問題は比較的問題にならないわけでござりますので、なるべく早く実現するように努力するということが基本かと思います。

○田中寿美子君 前に同志社大学の教授が、所得税に対する必要経費を、研究者ですね、研究者に対する必要経費の認め方が非常に少ないというので訴訟を提起しましたですね。この点はどういうふうにおいになりますですか。あれは源泉徴収そのものが悪いという訴訟じゃなくて、もっと必要経費を認めよということだったのですけれども、どうですか。

○説明員(結城義人君) あの同志社大学教授の方の訴訟は、先生おっしゃるように、給与所得者にも必要経費を認めるという実は訴訟であつたかと存じます。給与所得者に関しましては、御承知のように、現在給与所得控除といふのがございますが、一律に最低今度八万円、それから最高二十二万円の範囲で二〇%引くといふような計算になつておりますが、この給与所得控除なるものは、第一の目的は給与所得者の必要経費を概算的に算定して引いておる。これは事業所得者には認めておらない点でございますので、そういう目的できておる制度でござります。もちろん、各個人個別の事情に

よりまして、それでは必要経費の足りないという人もありましょくし、あるいはやや多目であるといふ人もあらうかと存するのであります。その点では、ある意味では簡素化の見地で、一律に引く。給与所得者は一千七百万人もござりますので、一々一人ずつ計算するといふのもたいへんでござりますので、一律に引くということになつておるかと思うのであります。

○田中寿美子君 私は、研究員だけがたくさんのか必要経費を認められるべきだというのじゃなくて、全体として給与所得者の必要経費をもつと認められるべきだと思います。というのは、所得の捕捉率はよくクロヨンといわれておりますように、事業所得者や農業所得者に比べて給与所得者はほとんど完全に捕捉されるのですから、そういう意味では、もつともっと必要経費を認めるべきだと思います。

それで、大蔵大臣がいらっしゃったときに伺いたいと思いますのであとへ回しまして、次に、配偶者控除のことなんですが、四十二年度改正で妻の座がちょっぴり高められたといふようにいわれておるわけです。妻の収入十万円まで無税。これはこれまでの二倍になつたのです。それから株式配当、利子所得など資産所得については従来のまま五万円までが無税。この妻の収入十万円までは無税という考え方はどういうところに立つているわけなんでしょう。

○説明員(結城義人君) 無税というのではございませんで、たとえば御主人が税金を納める場合に、奥さんをお持ちになつてるので扶養控除が働く。その扶養控除が十万円以上の所得の方だけに限りますと、こういう趣旨でござります。

○田中寿美子君 いまたいへん女の人は内職をしていましたし、パートタイマーもあるし、共働きもあってらっしゃると思いますが、それが夫の収入だけでなかなかいいことはしてもよいことなんですか。また事実上を徴収するについては、しかし、これはどうお思になりますが。

○説明員(結城義人君) 先ほど、パートタイマーの場合には給与所得でござりますので、十万円といふのは二十万五千円に該当すると申し上げまし

育費その他どうしても補助をしていかなければ生活がやっていけない情勢なんですが、そういう場合に税金がかかつてくるということについて、非常に主婦たちの内職大会などで訴えがあるわけですね。ですから、十万円だけ扶養控除ですか、十分に考え方に対して、もう少し実情から見て、生活の実態から見て、妻の働きに対してもうとこの線を上げてしかるべきじゃないかといふふうに思ひますけれども、いかがでしよう。

○説明員(結城義人君) 資産所得以外の所得で十万円ということをございますと、たとえばこのごろよくある例でござりますけれども、パートタイマーに行って内職をするというような場合には、これは給与所得でござりますので、給与所得控除が働きまして、十万円というのは二十万五千円といふことになるんでござります。

○田中寿美子君 大蔵省で妻の所得免稅基準といふのをつくられた。そしていろいろの職種別に一定の利益率とかものを出していらっしゃいますね。あれは違法ではないんですか。つまり、利益率とか利益の標準率を想定するということですね。これは租税法定主義というのに違反しませんか。いろいろな職種別に出していらっしゃるでしょう。たとえばパートタイマーでおつとめの場合、二十万五千円までは控除になる。それから保険の外交員だつたら十七万九千円、集金人の場合十六万七千円、美容師だつたら十三万九千円、農業だつたら反別四万七千五百円、たゞこの小売り業だつたら、そのマージンが低いから、百六十万五千円までは、妻がやつていても、この場合には控除になるといふように、職種別に出しておりますね。この職業に対する利潤率の想定、こういうことはしてもよいことなんですか。また事実上やつてらっしゃると思いますが、それが夫の収入だけで徴収するについては、しかし、これはどうお思になりますが。

○説明員(結城義人君) 先ほど、パートタイマー認められれば、これ以上の場合でももちろん認められる。こうしたことでござります。

○田中寿美子君 少し私また漠然としないところがありますけれども、これはまたもう少しあとで問題にしたいと思います。

したということについての証憑書類が不足でござりますれば、実際に出ておったということについて調査官吏がいろいろ調査をいたします。その場合に、はつきりと宣伝広告費として支出したということの心証が得られません場合が多々あると思ひます。その場合に、あくまでも調査官吏といいましては、実際に出でおつとか出ていなかつた

ところなんですね。で、言われるままに、ことに、最初から申し上げますように、税法というのはややこしくて、むずかしくて、ちょっとあれ読んでもってわからないですね。それから、記帳たつてちゃんとしないなかつたりするわけなんで、そういうものに対する指導、これは行政指導、税制、税務行政といふのですか、こういう点で税務行政といふのはどういうふうなことをなさるわけでしょうね。そういう零細な企業に対してですね。こういうことをしておかなければいけないとね、というような、いまおっしゃったようなことが徹底するような行政指導みたいな形のもの、それはどうやっていらっしゃるのですか。

○説明員(中橋敬次郎君) このことに關しまして私はからお答えするのは適当じゃないかと思いますけれども、私が承知いたしておりますことをこの際申し上げますならば、まず青色申告の制度といふのがございます。したがいまして、青色申告をしなし得るような帳簿を備えつけているなどといふようなことの指導、これは税務署におきましては、相當に納税者である会社の方々には勧奨をやつておると思います。それから、そういう青色申告のための帳簿といふ点につきましては、私どもなり国税庁といたしましては、できるだけ多くの会社、小規模な会社の人までが利用できますよ。に、あるいは零細な個人企業の人が利用できますように、従来はなかなかむずかしい帳簿を備えなければならないというふうにいたしておりましたが、これでもできるだけこれを簡素化いたしましたように、従来からやつてまいりまして、今回もまた簡素化の方向に沿いまして大幅にこれを簡素化いたしました。簡易帳簿でも、相当の簡易帳簿でも青色申告ができるというふうな方法をとるようにいたしております。

やつておるといふ場合が非常に多うござりまするから、今回の所得税法の改正案におきましては、そういう小規模な事業者に対しまして、現金主義でもつて税務の計算がやり得るといふような方法を御提案申し上げておるわけでござります。

はこういう冷酷なことが行なわれる。大企業に対しては、たとえマルマンでも山一でも、たいへん政府みずから乗り出して助けてやるわけです。零細な企業に対しては、実に徵税においては冷酷なところがあるということについてですね、もつともうと税務行政をあたたかいものにしてもらいたいと思うのです。

懇をお示しにならぬといふことが往々にしてあります。その場合には、私どもいたしましては、これは用途が不明の経費でござりますので、その場合にはやはり損金としては認めがたい。こういうことはどうしてもやむを得ないと私は思いますが、そういうことについて、損金である、支出された。相手はどこに出たかというようなことにつきまして、証憑書類を備えつけておいていただくことによること以外には解決の道はないのだと思います。

○田中寿美子君 それが小さな企業、零細な企業では、今度の改正法案にもそういう文句があつたと思ひますが、公正妥当な会計処理ですか、そういう慣行を持つていいような企業というのはほんとありますね。で、実際に出したことは事実であつても、いまみたいに廣告会社がつぶれてしまつて、それを証明してくれることができない、また書類のほうは不備だったといふようなふうに見てもらつてしまつて、やはり実情をほんとうに見てもらつて、教いはないわけでしょうが。

するような行政指導みたいな形のもの、それはどうやつていらっしゃるのですか。

○説明員(中橋敬次郎君)　このことに興しまして私からお答えするのは適当じゃないかと思ひますけれども、私が承知いたしておきますことをこの際申し上げますならば、まず青色申告の制度というのがござります。したがいまして、青色申告をなし得るような帳簿を備えつけていたらどうといふやうなことの指導、これは税務署におきましては、相當に納税者である会社の方々には勧奨をやつております。それから、そういう青色申告のための帳簿といふ点につきましては、私どもなり国税庁といたしましては、できるだけ多くの会社、小規模な会社の人までが利用できますように、あるいは零細な個人企業の人が利用できますように、従来はなかなかむずかしい帳簿を備えなければならない方向に沿いまして大幅にこれを簡素化いたしましたけれども、できるだけこれを簡素化いたすようになります。

それから第三には、これは個人業者でございますけれども、個人の小規模な事業者は、往々に、税法が原則といたしておられます発生主義の整理といふものになかなかなどしがたいのでござります。現金主義でもって事業の経営の会計処理を

うして全員を残して、債務権務を負わないで発足したのです。それで裏で払つていたわけですね。つまり、裏で払うということは、表向きは債務権務を負わないで発足したけれども、新しく発足したBという会社の収益の中から、その借り入れ金として、帳簿には出さないで、またとえば交際費三千円払うのを五千円というふうにつけ、水増ししたり、家賃を水増ししたり、あるいは充りしげ高を落としたりして、三分の一ほどまで返しますね。千八百万円ほど債務者に支払つたわけですね。そこへ、調査官ですか、税務署員が見かけて、そうして繰り上げ計上漏れだ、架空の経費だということで非常にきびしく追及されまして、重加算利息というのがついて、一千万円の支払い命令を受けたわけですね。そうしますと、ようやく立ち直ろうとした会社自体がまた今度つぶれかっています。で、Aの債務を支払いながらBを生きかすための苦肉の策だったわけですね。こうなったことが零細企業には非常にあるわけなんですね。そういう実情をくんぐれないとということ。零細企業を倒産させてしまふ大きな原因になるわけなんです。ですから、税務行政というのはやめぱりそういう実情を見てもらいたいものです。これは税務職員の数も不足しているでしょうし、調査も十分できないということもあるかも知れません。ですから、税務行政というのはやめぱりそのままのままですかね、それが税務職員に負わされてるといふようなことがあつて、それでしば

本意などは思はないのですが、一定の成績をあげなければならぬということ、やっぱり一律に法律によって、税法によって、処理していくということになるわけですね。この点をもつともつとあなたかい心がけを持っていただきたいというふうにお願いしたいわけであります。

それから、その公正妥当な会計処理ということですね、あれは一体どういうところが基準になるのですか。公正妥当な会計処理、これは何条でしたかね、二十二条ですね。公正妥当な何を基準にして、だれが公正妥当ということをきめるわけですか。

○説明員(中橋敬次郎君) 田中先生の第一の御質問ないしは御要請の点につきましては、基本的に一々の個別事案に対する調査官吏の態度、これはもちろん国税庁が指導いたしております仕事でございますから、そういう点についてのあなたかい心持ちを持った指導という点については、私どもを含めまして十分戒心しなければならぬと思っています。

ただ、お聞きしました事案、これもまた具体的ないいろいろなニーアンスがあると思いますけれども、簿外で利益をあげましておる場合に、それに對する課税処理を行なうという点につきましては、これは税務職員に課せられましたノルマといふやうなものとは全然関係ございませんで、それこそ正しい税務行政の一つなんではないかといふふうに思っております。

第二の御質問の点は、全然範囲が変わりました。法人税法の第二十二条に開します改正規定の点でございますが、これを入れました趣旨は、簡単に申し上げますと、いまの法人税法を貫いておる精神もまさにそういうことなのでござりますけれども、明文的にはいさか明らかでなかった点でござります。これがねらっておりることは、実は法人の税務調査におきまして、各会社会社がいろいろみずから確立し継続的に適用いたしておりましたところの会計処理の基準というのがあるわけでござりますけれども、税務のほうではまた一律に非常に精緻に、あるいはむしろ画一的な基準といふものをもつて調査に臨むわけでございます。よく悪口的に言われますことは、たとえば会社におきましてある事業年度に、翌事業年度にわたりますところの雑誌の購読料を一年分払つておるということになった場合に、ある会社では毎年毎年継続的に、その一年分の雑誌代を出したしました事業年度の損金に落とすわけでございます。ところが、私どもの厳密な会計処理の基準と申しますか、調査の考え方から申しますと、たとえばその一年分の雑誌代のうち一月分だけが当該事業年度分に当たるということになりますと、あとの残りの十一カ月分の雑誌代といふのは前払い費用であるということで、出しました事業年度におきましては否認をいたすわけでございます。ところが、否認されましめた会社のほうでは、一年分ぐらいの雑誌代を、しかも毎年同じような考え方で出しておるのに十一カ月分を事こまかに否認するに当たらないではないかというような苦情と申しますか、何かそぐわない感じを持つ場合が往々にしてあるわけであります。例にあげましたのは非常にこまかい点でありますけれども、そういう会社側が継続的に、しかも恣意的でございませんで、客観的に通用いたすようなそいう確立した会計基準をもつて処理しております場合には、税務署のほうは、むしろ個別的に具体的にその適否を判断いたしまして、そういう処理そのままを是認しよると、いふことをはつきりと税法上も明らかにい

たすという趣旨から、二十二条の改正規定を設けたわけでございます。

○田中寿美子君 そうしますと、別に政令かなんぞできめてあるということはないわけですね、標準基準を。

○説明員(中橋敬次郎君) 政令等でそういうものを規定する考え方ほぞございませんで、各企業で継続的に適用されておる健全な会計処理の基準というものがそのまま適用されるわけでございます。

○田中寿美子君 そうしますと、やはりこれは零細企業はそういう慣行を持っていないということがありますので、十分指導していただきないと、また絶えず先ほど申し上げましたような問題にぶつかって、ひどい目にあうと思うのです。

それから、ついでに、法文のことになつてまいりましたので、六十条の保険会社の契約者配当の損金算入というのをごぞいますね、これは四十年の改正では、相互会社だけであったが、今度は保険会全部を対象に入れておる。これはどういう理由なんですか。

○説明員(中橋敬次郎君) 今回の改正の趣旨は、実は保険会社の中でも特に生命保険会社でございましたので、六十条の保険会社の契約者配当の損金算入というのをごぞいますね、これは四十年

の改正では、相互会社だけであったが、今度は保険会全部を対象に入れておる。これはどういう理由なんですか。

ございますればおそらくとられたと同じような考え方でまいりますと、相当多額の剰余金、いわば利益金をあげておるわけであります。ところが、生命保険会社特有の先ほど申しましたような保険契約者に配当いたしますための金、そういうものを損金にいたします関係で、ほとんど法人税を納めることがないという事態が出る場合が往々に生じるわけであります。ところで、一方、保険会社のそういう仕組みを考えてみると、契約者が相当の金を集めまして、その法人におきましてその集めました保険料を運用して利益をあげます。また絶えず先ほど申し上げましたような問題にぶつかって、ひどい目にあうと思うのです。

そこで、現在の契約者配当準備金の損金算入といたしては益金不算入、しかもそれを財源と取ります配当金の益金不算入という制度が一般的に適用になつております。それがきわめて保険会社につきましては受け取り配当が多くござります。したがつて、その分が益金不算入という結果になるわけでございまして、その点が受け取り配当について益金不算入、しかもそれを財源としますところの契約者配当準備金、これがまた損金になる、こないだんに着目いたしまして、今回の改正で受け取り配当益金不算入になる部分、その部分が契約者配当準備金に入ると、そのものについては損金算入いたしませんといふことで、損金算入の限度を制限するという規定を御提案申し上げておる次第でございます。その点につきましては、相互会社、株式会社を問わないといふことでござりますので、今回は株式会社、相互会社両方に改正規定を適用する、こうしたことでお提提案申しております。

○田中寿美子君 まだいまの質問あるのですけれども、大臣がおいでになりましたので、私、二、三大臣にお伺いしたいと思います。

一つは、政治資金規正法との関連で、福田幹事長は、政治資金に対しての税制上の優遇措置をし

たいといふことを表明していらっしゃいます。で、そのことは、昨日の夕刊読売からですけれども、「政治資金は、国民の政治参加という見地から、選挙制度審議会答申も税制上の優遇措置とはかることを指摘している。答申尊重の建て前から、これはぜひ実現してもらいたい。具体的措置としては、政治資金を寄付した人に對し、寄付金額分を課税対象から控除する方法がいちばんわかりやすい」と言っておられます。が、大蔵大臣もきの予算委員会のほうでこのことについてお答えになつたように思いますが、大蔵大臣は、やはり政治資金に関しては全額課税の対象としないという考え方を持つていらっしゃるのでございましょうか。

○國務大臣(水田三喜男君) 答申では、寄付した個人に対し税の優遇措置を講ずるようといふのが答申でございます。答申の線に沿えば、これを優遇することを考えてばかりならぬということをございまして、いま優遇のしかたの検討をやつておりますが、なかなかむずかしい問題でございまして、まだ私たちとしましては結論を得ていなかつたという段階でございます。

○田中寿美子君 もう一つの点は、先ほど大臣がおいでになりましたときに、所得税ですね、非常に納税人口は、毎年毎年減税をしておりながら、納税人口はふえていくし、それから給与所得者の納めております税金も、減税にもかかわらずふえていくております。これは中程度のさつき事例をあげたんですけれども、中くらいの給与所得者で、地方税も含めて毎年支出があえて、税の支出もふえてついている。だから、減税にはなつてない。ほんとうに減税しようと思つたら、独身者もふえてついている。だから、減税にはなつてない。ほんとうに減税しようと思つたら、独身者の減税を大幅にしなければならないと思ひます。が、大臣もそのような意見を衆議院の大蔵委員会のほうで述べていらっしゃるわけですね。これは一体、大臣は、見通しとして何年間くらいの間に自身者の課税最低限をどのくらいにまで引き上げたいというふうにお考えになつていらっしゃるの

○國務大臣(水田三喜男君) 年々納税者がふえることはもう御承知だと思いますが、一年に百万人ずつ新しい納税者がふえていると。しかも、納税者の九割といふものは事实上給与所得者だと、こういう関係から年々ふえますので、したがって、これを調節する減税といふものを毎年やつてまいりましたが、その際、いままでの減税のしかたがやはり世帯を持つた人へ厚くするということをやりましたために、独身者の減税が少しおくれているというために、独身者の納税者がふえておるということは事実でございますので、まずこの訂正を本年度からやるつもりで、平均一八%の減税になりますが、独身者の課税最低限は特に二二%引き上げるという措置を今年度はとりましたが、この程度の差のつけ方をあと一二、三回やれば、独身者に対する課税の均衡といふものは大体保たれるのじやないかというふうに考えております。

○田中寿美子君 日本の現行の税体系といふものは非常に大衆課税だと思ひますので、それを救う道は、一番下にあります独身者の免税点をうんと引き上げる、こういうことをしない限りほんとうに減税にはなつていいかないといふこと、ぜひ大臣にも、考えておられることをもとと大幅に進めていただきたいといふことを御要望いたしたいと思います。

それから、もう一点なんですが、大臣は売り上げ税といふものを考えておられるというこ

とが報道せられております。これは現行の法人税を大幅に減税または廃止して、そのかわりに売り上げ税といふ間接税を設けることによって財源を確保していくといふお考えを持っていらっしゃるのですが、それはどういうことですか。つまり、社会開発を一方で進めなければならぬ、そのための財源にし、一方は減税しなければならないし、そういう点から考えて売り上げ税といふなことをお考えになつておるのでしようか。

○國務大臣(水田三喜男君) これはしばしば申し上げましたが、ちょうどこの委員会で間接税の問

題が出ましたのでをきつかけに、衆議院のほうの委員会でこの問題が出来たときに私が申しましたことは、直接税に対する減税の要望は非常に今後ますます強くなつてくると思いますし、また税収のうちでいま三本の柱になつておる法人税といふものは、将来だんだんに財源として期待できない性質を持つておるにもかかわらず、この直接税をえますといふと、さきに言つた長期の税制として減らせという要望は今後強くなるということを考えますといふと、さきに言つた長期の税制としていろいろなことを検討する必要が出てくる。ことに公債を発行しているということになりますと、将来にわたつて成長していくだろうという税源を開拓していくことはどうしても必要だと。そういうことから見ますと、昔は地租が国の歳入の中心でございましたが、いまは斜陽化している。だんだんに税の中心が移つておりますので、ここに福祉国家を建設するのだということになりますといふと、企業の段階でもうけを企業者と政府が山分けしてしまうといふような税制のあり方といふのは、相当再検討されるべきであるといふことから、私はそういう趨勢に対して、将来の成長税の開拓といふようなものをやはり研究課題とすべきであるということを言つただけで、その後たとえばと言つたことでございまして、いますぐこの売り上げ税をどうこうと言つたわけではございません。

○田中寿美子君 それで、ただ間接税といふものは所得の低い者に高くなつていくといふ、これは心配が非常にござりますですね。同じたばこでも、

大臣の吸われるハイライトと月収三万円の独身者

の越前治た努力をいたしております。で、先

般中華民国の李經濟大臣が来日しましたので、そ

の際にもこの問題を持ち出していろいろお話ししましたところが、非常に好意的に向こうも検討して

くれるというようなことでございまして、近く関係省の担当者が向こうに行つてこの交渉に入ると

いうような段取りになつておりますが、中華民国

がバナナを日本に売るかわりに日本のリンゴを相

当に買ってくれるというようなことは、私は実現

すると考えております。今後一そろこれは努力す

るつもりでございますし、まだ、学校給食に対し

ては非常にいい方法でございますので、リンゴ

を改正する法律案、石炭対策特別会計法案、税

額簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改定する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

○戸田菊雄君 大臣に二点、この際質問いたしました。

前回に引き続き、質疑を行ないます。質疑のお

ので、御回答願いたいと思います。

その第一点は、國税定率法の一部改正につい

て、過日の衆議院の大蔵委員会、それから衆議院

の農林水産委員会において附帯決議が決定されております。その決定の内容によりますと、一つ

は、国産果実の生産振興をはかるため基盤整備事

業、生産並びに流通近代化施設、品種更新などの助成を拡充すること、第二番目は、国産果実の消

費拡大対策として学校給食その他国内需要の増

大、輸出振興につとめること、三番は、バナナ等

外國産果実、加工品の輸入にあたつては国産果実に悪影響を及ぼさないよう輸入調整をはかること

も、輸入及び流通秩序の確立をはかること、こ

ういった趣旨の一連の附帯決議が決定をされてい

るわけであります。大臣はこういった附帯決議について今後具体的に実施しない計画をどのようにしてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(水田三喜男君) こういう決議がなさ

れましたので、もう政府としましてはさつとくこ

の趣旨に沿つた努力をいたしております。で、先

づき、いろいろそれは疑問がありますけれども、

大臣がおつしやられたように、各省の担当が来月

行かれて、そして具体的にこの作業に取りかか

る、こういうことがありますから、そういう作

業をより前進させて、でき得るだけこの法案の実施

時期前にそういう政府における諸作業をちゃんと

終わつて、この國税定率法の一部改正といふもの

を実施の方向に持つていただきたい、こうしたこと

私は大臣に強く要望するわけであります。そういう

点について大臣の御意見をもう一度お聞かせ願

いたい。

○國務大臣(水田三喜男君) 御決議がござりますれば、その線に沿つて私どものほうも十分善処いたしたいと思います。

○戸田菊雄君 内容はわかりました。國税定率については終わりますが、この際もう一点大臣にお

伺いしておきますが、先ほど田中先生のほうからもいろいろと質問があつたのですが、税制簡素化についてでありますね、今回の提案内容を見ますと、私はどうも徴収事務に向けて合理化するよくな半面、徴収に対しては徴税強化、こういうふうにどうも考えられるのです。たとえばこの改正内容には、口座振りかえ納付制度というものが設けられるようであります。従来は記帳回収、それが電子計算に移され、今度は振りかえ納付制度というところに持つていこう。私がいろいろ調べた範囲内では、今後一、二年の内で、でき得れば九割程度こういう制度に切りかえていく。そうしますと、かりにある事業をやっている人が銀行預金やある人は郵便貯金をしているということになると、それは税務関係では全部これを掌握するかつこうになるわけであります。そうすると、その金は会社としてはいわゆる事業形成へ使つていいという計画があるのであります。それがかりに税金の納付状況がうまく促進をされないといふことになると、これは税務署でびつたり押さえてしまふ。そういうことになると、事業関係にその金を回していくといふような欠陥も出てきやしないか。こうしたことにおいて、どうも私は税制簡素化に向けて、いろいろと名目は三項目程度について簡素化し、納税者に対して非常に負担軽減を来たして、便利がよくなるような印象を与えているのであります。事実内容というものは逆の方向に行っているのではないか。この点、徴税強化にならぬかどうかということについて、大臣から明快な答弁をお願いしたい。

○説明員(結城義人君) ちょっと技術的なところがござりますので、私から答弁いたします。振りかえ納付制度でございますが、これは納税者が一々金融機関まで出かけていつたり、納付期限を覚えておつたりするめんどくささを排除するという意味で、税務署がかわって納付書を書いて差し上げて金融機関へ送るというサービスのための制度でございまして、この制度に入るといふことを強制するものではございません。御自

由に入っていたら、ただ、こういう制度があるのにどうも考えられるのです。たとえばこの改正内容には、口座振りかえ納付制度というものが設けられるようであります。従来は記帳回収、それが電子計算に移され、今度は振りかえ納付制度というところに持つていこう。私がいろいろ調べた範囲内では、今後一、二年の内で、でき得れば九割程度こういう制度に切りかえていく。そうしますと、かりにある事業をやっている人が銀行預

金やある人は郵便貯金をしていて、そういうことになると、それは税務関係では全部これを掌握するかつこうになるわけであります。そうすると、その金は会社としてはいわゆる事業形成へ使つていいという計画があるのであります。それがかりに税金の納付状況がうまく促進をされないといふことになると、これは税務署でびつたり押さえてしまふ。そういうことになると、事業関係にその金を回していくといふような欠陥も出てきやしないか。こうしたことにおいて、どうも私は税制簡素化に向けて、いろいろと名目は三項目程度について簡素化し、納税者に対して非常に負担軽減を来たして、便利がよくなるような印象を与えているのであります。事実内容というものは逆の方向に行っているのではないか。この点、徴税強化にならぬかどうかといふことについて、大臣から明快な答弁をお願いしたい。

○説明員(結城義人君) ちょっと技術的なところがござりますので、私から答弁いたします。振りかえ納付制度でございますが、これは納税者が一々金融機関まで出かけていつたり、納付期限を覚えておつたりするめんどくささを排除するという意味においても、確かに希望でもつて、口座振りかえ納付制度に入つていただくのだと、こう言つても、それは皆さんはそういう方向に全体を追い込んでいく、これは間違いないのです。だから、そういう場合に当然私の前に言つたような弊害が起つりやしないか。こういう点について、大臣から明快な答弁をお願いしたい。

○戸田菊雄君 おおしゃるようなことなら、さして私は心配はしないのですけれども、どうもやはり、いままで税制改正のたびに、税制簡素化とは言つけれども、結果的には徴税強化体制に落ち込んでもおる。たとえば国税通則法などいうのはい

ません。ことに、そういういま税務署の間にいろいろ問題があるわけです。私が調べました範囲では、税務署では一日に一人くらいの割合でやめていく。ことに、やめるというのは中堅クラスの課長ないし係長で、こういう人たちにいろいろ聞いてみると、きわめて過酷な労働条件、いわば職場環境に夢がない、そういうところまで追いかむような徴税強化をするということを、税務署職員に徹底的に、これは三十日にいろいろ

時間がありますから、具体的にこうじうことを質問してまいりたいと思うのですが、そういうところまで追い込んで、そうして毎日一人ぐらゐの割合でやめていくといふようなままの税務署の内容の実態といふものは、局長がりつぱなことを言われておりますが、そこまで実際は追い込まれておる。だから、こういうようなものについて、ぜひ、いま大蔵大臣が答弁なされたように徴税強化、そのことから来る職員が夢も希望も失うようなそういう態様まで追い込まれないように、十分ひとつ態様といふものについていろいろ御検討願いたい。ぜひひとつお願いして私の質問を終わります。

○柴谷要君 いよいよ三法の採決に入るわけですから、私は少し変わった質問を一問だけしたけれども、私は少し変わった質問を一問だけしたと思います。というのは、国民に対して保健上から、どうしても果実類が必要なことは、これは医学的にも言われておるわけです。ですから、国民の要望としては、安いくだものをたくさん食べたい、というのが国民の感情だと思います。ところが、その上については、生産者というものがあつて、そうして生産者が完全に成り立つていかなければならぬ、こういう条件がある。ただ、その生産者を守るために国民にわざわざ高いものを食わせるといふのが私は政治じゃないと思うが、どうですか。

○國務大臣(水田三喜男君) もう全く同感でござります。今日まで特に貿易自由化ということを、昭和三十五年から一定のスケジュールを組んでこられを実行してきましたが、この過程においてこういう問題のむずかしさをみじみと私どもは経験してまいりましたが、問題は、やはり国民は消費者でござりますから、消費者としての国民に安いものを提供するということと同時に、やはり国産をある程度保護し、守つてやる。この二つの実際は反した仕事をどう調和させていくかといふのが現実の政治だと思います。またそれをやりながら今日私どもやつきましたが、今後もこの調和を考えて前進させるよりほかしかたがないと考えております。

○委員長(竹中義夫君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

特例税率を五%引き上げて、その適用期限を昭和四十五年三月末日まで延長することとし、また、この改正と関連して、新たに割引債券の償還差益についてもその発行時に五%の税率による所得税の源泉徴収を行なうこととしております。

第二に、交際費の損金不算入制度につきましては、交際費の節減をさらに進めるために、交際費が前年同期より増加した場合には、その超過額のうち前年同期の五%をこえる部分の全額を課税する一方、前年同期より減少した場合には、その減少額相当額を否認対象額から控除するといふ合理化をえた上、その適用期限を昭和四十四年三月末日まで延長することとしております。

以上のはか、適用期限の到来するその他の特別措置については、開発研究機械の特別償却制度のようによく新規の措置に吸収するもの、あるいはまた、航空機の国内乗客に対する通行税の軽減措置のようによく他の政策上の必要等に基づき廃止するものを除いて、実情に応じ簡素化ないしは合理的改定をえた上、あるいは現行制度のまま、その適用期限を延長することとしております。

なお、以上のほか、税制簡素化の見地から利益処分による特別償却及び準備金の設定の道を開く等、所要の整備合理化を行なうこととしておりま

す。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその内容を申し述べました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(竹中恒夫君) 引き続いて補足説明を聴取いたします。結城財務調査官。

○説明員(結城義人君) 租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、補足説明をいたします。

この法律案は、当面の政策上の要請にこたえて、企業の体質改善の促進、輸出の振興、社会開発の促進、住宅対策等のため、新たに税制上の特別措置を講ずることとしているものであります。が、そのほか既存の特別措置についても実情に応

じた整理合理化あるいは期限の延長等を行なうこととしております。

第一に、企業の体質改善のための措置といたしまして、企業が試験研究のための支出を増加した場合には、増加額の二五%を税額から控除することとともに、研修業及び織布業の構造改善対策並びに石炭鉱業の再建整備対策の一環として、準備金その他の課税の特例を設けることとしております。なお、右の技術開発促進のための試験研究費を増加した場合の税額控除制度の創設に伴い、開発研究用機械等の特別償却及び重要外因技術使用料の軽減措置は廃止することとしております。

第二に、中小企業の体質の強化をはかるための措置として、中小企業者の割り増し償却制度について、従業員基準を緩和すること、協同組合から転換した協業組合について三年間課税の特例を認めること、中小漁業者の合併、現物出資及び減価償却について圧縮記帳及び割り増し償却を認めること、肉用牛の売却による所得を免税とすることとしております。

第三に、輸出の振興のための措置といたしまして、輸出控除の対象として新たに測量請負等を追加するとともに、いわゆる輸出交際費の範囲を拡大し、輸出取引に因して海外支店等で支出する交際費を否認の対象外とするほか、輸出割り増し償却制度について手続の簡素化を行なった上で適用期限を二年間延長することといたしております。

第四に、社会開発の促進のための措置として、重油脱硫装置等の公害防止施設、私鉄の都心乗り入れ工事等に関する特別償却を認めることとしております。また、土地対策の推進のための措置として、土地取用等の場合には一千二百萬円の特別控除、特定宅地造成事業への土地の譲渡には三百万円の特別控除を行なう制度を新設することとしております。次に、住宅対策の一環として、特定の住宅貯蓄について、その貯蓄額の四%相当額の税額控除を行ない、従業員が勤務先から受ける住宅借り入れ金に対する利子補給金については課税

しないこととする措置を講じております。

第五に、以上のが、日本万国博覧会に出展す

る企業については出展準備金、特定の森林施設計画に基づく山林の伐採等については森林計画特別

控除または計画造林準備金等を設けるとともに、

その他税制の景気調整機能の強化をはかるため、景気過熱の期間において、法人税の延納利子税率及び合理化機械の特別償却に関し機動的に景気調整措置を講じ得るような仕組みを導入することと

しております。なほ、右の技術開発促進のための試験研究費を増加した場合の税額控除制度の創設に

伴い、開発研究用機械等の特別償却及び重要外因技術使用料の軽減措置は廃止することとしております。

第六に、特別措置の整理合理化等の関係であります。まず、交際費の損金不算入制度につきましては、その支出が前年同期に比し一〇五%以上

増加した場合には課税を強化する一方、支出を減

少した場合は、課税を軽減することとし、交際費支出抑制の実効を高めるため新たな仕組みを取り入れることとしております。

また、利子所得及び配当所得の特例については、税制調査会の答中の趣旨に沿って漸進的措置を講ずることとし、その特別税率を昭和四十二年七月一日から五%引き上げて、適用期限を延長す

るほか、この改正と関連し、昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行される割引債券の償還差益について所得税の源泉

徴収を行なうとともに、個人については、これを分離課税とすることとしております。

適用期限の到来するその他の特別措置についても、新規措置に吸収しあるいは他の政策上の要請

等に基づいて廃止するものを除き、実情に応じ合

理的改定を加えつつ適用期限を延長することとし

ておりますが、このほか、税制簡素化の見地か

ら、利益処分による特別償却及び準備金の設定の道を開く等、所要の整備合理化を行なうこととし

ております。

以上が租税特別措置法関係の補足説明でござい

ます。

○委員長(竹中恒夫君) この際、本案に対する衆議院における修正点について、修正案提出者衆議院議員村山達雄君から説明を聽取いたします。

○衆議院議員(村山達雄君) 租税特別措置法の修

正案が衆議院において全会一致で可決されました

が、その修正案の骨子並びにその提案の理由について、提案者を代表いたしまして簡潔に御説明したいと思います。

今度の修正案は、租税特別措置法六十二条、すなほちこれは協同組合の財政的基礎を確立する

ため、所得のうち資本金の四分の一に達するまで

留保したら、その留保金額の二分の一を損金算入いたしまして、それによる軽減税額を基礎とした

しておられます。なほ、右の技術開発促進のための試験研究費を増加した場合の税額控除制度の創設に

伴い、開発研究用機械等の特別償却及び重要外因

技術使用料の軽減措置は廃止することとしており

ます。

第六に、特別措置の整理合理化等の関係であります。まず、交際費の損金不算入制度につきま

しては、その支出が前年同期に比し一〇五%以上

増加した場合には課税を強化する一方、支出を減

少した場合は、課税を軽減することとし、交際費

支出抑制の実効を高めるため新たな仕組みを取り

入れることとしております。

また、利子所得及び配当所得の特例については、税制調査会の答中の趣旨に沿って漸進的措置を講ずることとし、その特別税率を昭和四十二年七月一日から五%引き上げて、適用期限を延長す

るほか、この改正と関連し、昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行

される割引債券の償還差益について所得税の源泉

徴収を行なうとともに、個人については、これを分離課税とすることとしております。

適用期限の到来するその他の特別措置についても、新規措置に吸収しあるいは他の政策上の要請

等に基づいて廃止するものを除き、実情に応じ合

理的改定を加えつつ適用期限を延長することとし

ておりますが、このほか、税制簡素化の見地か

ら、利益処分による特別償却及び準備金の設定の道を開く等、所要の整備合理化を行なうこととし

ております。

以上が租税特別措置法関係の補足説明でござい

分の一に達するまでは、もし留保したら、その留保の半分だけは課税から除外するという規定が入つたのでございます。

扱いにしてくれということはずいぶん論議されまして、当参議院大蔵委員会におきましても四十年において四党の共同提案からなる附帯決議において、今後政府の税制調査会にはかつて消費協同組合をもこの対象に加えるよう検討してほしいといふ決議が行なわれました。なお、昨年の衆議院の大蔵委員会におきましても、委員と大蔵大臣福田さんとの間に質疑応答がかわされまして、その際に大蔵大臣としても、今後消費協同組合をこの規定の対象にすることについては検討の上善処する、こういう約束が取りかわされておるのでございます。

しかし、これにはしないた試験などござつて、第一は、消費協同組合を野放しにして、もう同じ規定の対象にするとすれば、中小企業者の業務分野との競合をどうするかという問題が一つあります。さらにもう、基本法のないものについてこれを認めるについていかがかといふような論議があつて、今日まで参りました。今度の政府規則案でも、実はこの点の規定を欠いておつたのでございます。で、さらにことし三月十三日に開議において決定されました経済社会発展計画におきましては、物価抑制の見地並びに消費者保護の見地においては、物価抑制の見地並びに消費者保護の見地から消費者の組織団体である消費組合等のこの活動の基礎を強化する必要があるということです。開議決定で見られているのでござります。それなら該案を可決いたしまして、中小企業との事業の競合関係に調整をつけることによりまして、参議院においては従来の懸案にピリオドを打とうとすることを入れたのでござります。

すなわち、この修正案の骨子とするところは、六十二条のこの留保所得の課税の特例に、原則として消費協同組合並びに連合会を加えます。ただいま現在の中小企業と競合すると思われる資本全あるいは出資金一千万以上であるような組合ある

いは連合会は、やはり中小企業基本法のたてまえからいいまして除くのが妥当である、そのことは政令でうたおうとするものでござります。
なお、この実施期日は、六月一日以降終了する事業年度分から適用することになつておなりまして、一般の今度の法人税法の改正が六月一日以降開始する事業年度から適用するということに對しまして、非常に時期を早めておるのでござります。
以上が、この修正案の内容並びに趣旨でござります。
○委員長(竹中恒夫君) 以上で説明を終わりました。
○委員長(竹中恒夫君) 以上で説明を終わりました。
○委員長(竹中恒夫君) 次に、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上四案を一括して議題として、質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願ります。
○柴谷要君 租税特別措置法の一部を改正する法律案中、委員会の修正にかかる提案の説明がなされました。私は実は衆議院の大蔵委員長さんがあるいは他の方が見えると思いましたが、その後の権威者が来られて、どうどうと論じられたので、もはや質問の余地がないような気がいたします。よりもよって、えらい人をよこされたと実は思つておるのでございますが、一つだけお尋ねをしておきたいと思う。
その前に、まず、たいへんりっぱな修正をしていただきたいことを、参議院野党の社会党としては心から御努力に感謝いたしたいと思います。
いま御説明のございましたように、消費生活協同組合は、実は五年越しの要請であつて、これが六十一条第一項に挿入されたということは、全く喜びにたえないところでございますが、しかし、政令で定めるといふ条項の中に、出資金額が一千万円以下と、こういうことに相なつておりますし、また農業協同組合と同列に、やはり員外利用

等については二〇%をこえてはいかぬというような規定が政令の中にうたわれている。この一千万円以下に規定するということが、中小企業基本法に抵触するという御説明がなされましたか、中小企業基本法のどの部面と抵触するのか。それは将来、状況によりましてはこれが二千万円あるいは三千万円に変更する場合があり得るかどうか。これは率直に申し上げまして、一千万円以下のものは私どもの推定するところでは大体九割ほどあるということになつておりますから、これは実質的に、役割りを考えてみますと、たいした役割りをしていないというのが実情なんですね。これを上回つたいわゆる出資金二千万円、三千万円、あるいは五千万円というような範囲のところが、実は真剣に取り組んでその実をあげているわけです。中には十億という大きな灘生協なんというのがあります。これが特例でございます。そういうふうな事情の中で、将来二千万円あるいは三千万円の部面が非常に——たとえば私どもが考えておりますのは、物価引き上げ等をさせないために非常に有利に活躍するといふような役割りを果たし得る部面がその階層にあるんではないかといふふうに私どもは考えますが、これらの点について御検討をいただいたものかどうか。エキスパートにお尋ねするのは何かと思ひますけれども、そういうふう点まで十分御議論なさいた上で、この一千万円ということでお尋ねなさいたのか、その点をひとつお聞かせをいただきたい。

○衆議院議員(村山達雄君)　ただいまの一千万円以下に限定するのは、中小企業基本法に抵触するという意味で一千万円をこえるものは排除されたのかといふお尋ねでござりますが、法律的に別に抵触するわけではないと思うのでございまして、入れましたのは、中小企業との競合の問題から色々があつたという経緯にかんがみまして——通常法では小売りでございます。そこで中小企業基本法でいうところの小売りの段階における中小企業といふのは何であるかということになりますと、

資本金一千円以下のものをいふわけでございません。で、メーカーは五千万円以下といふことになつております。したがつて、そういう意味で平仄を合わす意味で、やはり中小企業といわれるように規模であるならば、同じ中小企業同士の競争ということになりますから、だから、あえて従来競合するからどうだこうだといつて非難する理由にはならぬのじやないか、こういう趣旨からなつたのでござります。したがいまして、将来この点が中小企業のほうの定義が基本法において上がつてくるといふような事情あるいはその他の事情がござりますれば、当然それに平仄を合させてこの点は改定せられるべきものと、かように考えていいわけでござります。

○柴谷要君 修正提案者についてはこれで……。
ありがとうございます。

それでは、政府側に質問を変えていきたいと思うのであります。利子所得の源泉徴収税率あるいは配当所得の源泉徴収税率、これが改正になるわけであります。改正点はさておいて、適用期間を昭和四十五年、いわゆる三年間に規定してありますね。その三年間の規定をどういう考え方で立つて規定をしてきたのか。いまの修正案などを見るといふと、四十四年までだ。ところが、利子所得や配当所得は四十五年三月三十一日までというような期限になつておりますが、その期限決定にあたつてのいきさつをひとつ御説明いただきたいたい。

○説明員(結城義人君) 配当利子につきまして、源泉徴収税率は戦後実は一〇%をこえたことはないわけでござります。はなはだしときには、実は源泉徴収税率ゼロといふ時代もございました。それから、五%といふ時代もございました。その税率を今回一〇%より一五%に上げる。御意見によつてはまだ不十分だといふ御意見も十分あらうかと存じますが、一応一〇%を一五%に上げる、五割増しの実は増税措置でございます。したがいまして、資本、貯蓄あるいは国民の貯蓄心に対する影響といつたものを今後十分に見きわめる必要があるの

ではないか。そのためには三年程度の経験を経た上で再び検討するのが適当ではないか、かように考えて三年間といたした次第であります。

○柴谷要君 三年もという期間は、私どもとしてはどうも納得がいかないので、もつとこの際縮めて二年ぐらいを考えるべきじやなかつたかといふことなんだが、これはまあ政府がこういう提案をしてきたのでお尋ねしたのですが……。

次に、交際費課税の合理化をした、六十三条を合理化をしたと、こう言つておるのだが、一体どういうふうな合理化をしたのか、その説明をひとつ願いたい。

○説明員(結城義人君) 従来の制度は、交際費につきましては、実は交際費も企業会計の立場から見ますと、全額が損金という考え方方が成り立とうかと思うのであります。しかし、交際費につきましてはいろいろ問題がございまして、一定の範囲を越える交際費につきましては、半額は企業会計の立場の損金といふことを認めないと、立場を租税特別措置法で規定しているわけでござります。この租税特別措置は実は普通の特別措置と違います。いまして、この特別措置がないならば全額が損金に落ちて税金が減るべき筋のものを、実はその損金を否認いたしまして税金を取つておるという特別措置でございます。

その制限を、今回特別措置の期限が切れました機会に、今後どういうふうにすべきかということが当然問題になつたわけでございますが、單純に現在の制限額を拡大する、あるいは縮小するというようなことではありません意味がないのではないか。現在の制限は詳しく申し上げますと、資本金の千分の二・五プラス四百万円という金額を各会社に設けまして、その金額を超える部分の半額を損金否認するということになつておるわけでござります。交際費につきましては、合理的な節約をはかつて交際費の支出を節約するというような場合にも、節約をいたしましても、その場合には利益金がふえますので、また法人税がふえる。そういうことで節約のメリットがあまりないのでない

措置では、従来よりも交際費の支出がふえた場合には全額否認をする。減らした場合にはそれだけ減税のメリットを与えるという考え方に対立ちました。従来の金額よりもさらに5%以上ふえた場合には、そのふえた部分を否認する。それから、従来の金額より減りました場合にはその金額を半額損金否認をする。金額の対象には加えないということによりまして、節約をする誘因措置をきめたと、こういふことがあります。

○柴谷要君 そのような考え方で実際に交際費があなたの方の考えておられるような方向に減少をたどると、こうお考えになつておられますか。それとも、実際に減らないとお考えになつておられますが、その点をひとつ。

○政府委員(塙崎潤君) 確かに、こういった措置だけで私は単純に交際費が減るとは思いません。多分に交際費は事業の売り上げ、あるいは利益、さらにはまた経済の好況、不況これらと結びついておりますので、過去の趨勢から見ますと、好況のときは相当ある。不況のときには節約の努力が払われておる、こんなような状況でござります。しかし、私どもいたしましては、何とか非難の高い交際費につきましてひとつ税制上刺激を与えて減らしたいと。もう交際費の規制のねらいは、税収をそこからあげるということではなくて、減らすということとのあらわれだと思いますが、そういう意味で、ひとつこういった手段で減らすことを期待したい。今までの経済界の批判は、三十六年以降の制度の改正によりまして、どうも減らしても税金がふえるだけで何らのメリットがない、こんなことが大体大きな非難の的であります。それで今度の仕組みで、減らしたなら減らべんこれを損金に算入するということで、刺激を与えて減らそうといつもりであります。

○柴谷要君 さよは時間がありませんし、この程度で終わっておきたいと思うのですが、実は政府筋に特に要望しておく問題なんですが、いつも国会の審議の実情というのは、大部分が衆議院に

取られてしまい、それで最終の場面に来て参議院に持ってきて、一、二、三日の間に重要法案をばつばと上げてしまえということで、定例日以外にもひとつやつてくれというような無理難題を吹っかけられるわけです。しかしながら、われわれ国民の代表として考えた場合に、一步でも前進する法律案であれば、早く国民の皆さんのもにしてあげたい、こういう気持ちから鋭意努力をするわけであります。

そこで、実は本日、私の党内でもかなりこの問題について議論をいたしました結果、月曜日から三日間精力的に審議をする、こういうことがきまつたわけです。しかし、上げるとか上げないは別問題です。三日間精力的にやるということなんですね。その精力的にやるということは、いま私が前段に申し上げたような気持ちでやるわけですかね、どうかひとつ月曜から、たいへんですけれども、スタッフだけは全部そろえていただいて、大臣の要求に対しても完全にこたえてもらら、こういう態勢で三日間の経過をさせていただきませんと、なかなかもつて期待にこたえていけないと聞いていますので、どうかひとつその点だけは十分記録をしておいていただきたい。その点は政務次官もお答えになれると思いますが、それがもしはされるようなことがありますというと、私のほうでは重大な決意があることをほのめかして、私はきょうの質問を終わっておきます。

しかし、現実にはこの法案の実施期も刻々と予定のものが迫っておりますことで、来週三日間ぶつ続けて御審議をいたやすくといふ御意見については、たいへんありがたく存じておりますが、私もそもそもそれにおこたをいたしまして、大蔵大臣も本委員会を中心にして御審議を願うようになひ取り計らつてまいりたいと存じております。大蔵大臣もそう申しておるところでござりますから、どうかひとつ御審議のほどお願いを申し上げる次第でございます。どうぞひとつよろしくお願ひをして、なるべく早く結論を出していただくようお願いをいたします。

○藤田正明君　ただいまの柴谷理事の質問に閑連して伺いたいのですが、私にとってはどうも納得がいかない。ということは、企業にとって交際費をほとんど必要としない企業がある。それは宣伝広告費といふ名目によつて落とされているのであります。これは経費として全部落ちる。ある企業にとっては、宣伝広告費と同じようなものが交際費として損金不算入になる。たとえば銀行とかそいうものは宣伝広告費であつて、交際費といふものはほとんど要らないのではないか。発注者といいますか、注文者によつて物をつくるというよくな一メーカーは、大いに交際費その他がかかるのです。しかし、大衆消費のそういうものを工場生産、量産的に工場生産するような企業は、宣伝広告費であつて、たいした交際費はかかりぬ。税の公平という原則におきまして、企業の中に、このような広告宣伝費を使われるところは損金で落とされる、そしてまた注文生産のところは交際費として損金に算入されないといふようなことがあると思うのですが、この辺についてどうも私は納得がいかないのですが、ひとつ局長の……。

○政府委員（塙崎潤君）　交際費課税の制度自体、私もほんとうに異例中の異例だと思ひでござります。私どもは、交際費課税を強化して、交際費を全額益金に算入しろというお説がございましたが、常に私ども主張しているのでござります。本來利益に対して課税すべきであつて、費用に対し

かりの平均的な交際費のコストに占める割合は、
売り上げに占める割合に示されますが、業種によつて非常に開きがある。それがいま藤田先生
おっしゃいましたように、業界の慣行、取引の形
態から、交際費の要る企業と要らない企業があ
る。単に自分だけの意思で、任意で決められるも
のではないということだと思います。

そういう意味で、私は異例中の異例だと思うの
でございますが、三十九年から交際費があまりにも
巨大過ぎるということで、こういった制度があ
る。しかも、私ども早くやめたいという気持ちを
持つておるのでけれども、なかなか交際費の額
についてのいろんな批判がございますので、やは
りこの点についての規制も必要であろうかと思つ
ております。

そういう意味で、私は、交際費の単純なる規
制では、先生のおっしゃいましたような非常な弊
害がございます。そんなような意味で、ふやきをな
い方向に持っていくというのが今回の改正案のわ
らいでございまして、私どもの気持ちとしては、
できるだけ早く交際費課税というような、法人税
の理屈から見ますとおかしなものであるし、まことに
企業間にアンバランスができるものをやめたとい
う思つております。それでは、交際費をひとつ減ら
していくいただくことがやはり先決ではない
か。もう一つの理由は、交際費と宣伝広告費が並
びましたが、もう一つ交際費に対する世間の怒りと
しない面は、やはり接待、供應にからみます
のあらわれとも思われますので、このあたりの占
をどういうふうに考へているか。むしろ、広告宣傳費
が課税しろという声が常にございますが、私
ども広告宣傳費は、やはり企業の維持のための必
要な費用であり、さらにまた、交際費と違つて、
個人消費に結びつく面はないからこれはやはり
規制するということは考えないほうがよからう。

その他いろいろな理由はあります、が、大筋といたしましては、こんなことを言つておるのでござります。
ともかくも、早く交際費課税がなくなるよんな将来世間のいろんな方に、私どもP.R.が足らないかもしれません、こういった面のP.R.は十分してまいりたいというふうに思つております。
○鶴田正明君　ただいまの広告宣伝費と交際費との相違は、個人の消費という点においてその相違点をつけておるというふうに思うのですが、たゞいまのお話、答弁のとおり、交際費がなくなつていくことが望ましい。世の中に社用族というものは目に余る。それはおっしゃるとおりであります。が、しかし、税の公平といふ原則においては、広告宣伝費は野放しにして、現在の交際費が、やはりこの環境の中においては、そういうふうな注文生産の会社が生きていく上においては必要やむを得ないものである。これは広告宣伝費と同列のものであるといふうな解釈もできるわけであります。たゞ、個人消費ということによって広告宣伝費と交際費がそこの点で分けられるということについては、はなはだ納得がいきがねると私は思ふ。広告宣伝費は、税の公平といふ原則によるならば、広告宣伝費も当然何らかの形で課税されてしまうべきです。私はどつちをはずしてどつわをどうと言ふのではなくして、企業間にそういう相違があるのであら、それを税の公平の原則といふ意味においてお考え願いたいということを申し上げておるのであって、交際費が減つっていくことに対するては大賛成です。この法案自体について私はとやかく申し上げているわけではないわけです。広告宣伝費をいかにするのか、今後はどうすることをお尋ねしたかったわけです。
○政府委員(塙崎潤君) 非常に私もつともなっています。ただ、広告宣伝費の取り扱いが非常にもうかしい問題をはらむのじやないかと思いますので、私ども広告宣伝費に対する課税はひとつ今までの課税はひとと申します。常に議論といったしまして、広告宣伝費も同

様な規制をしたらどうか、ことにここでは誇大広告はやはり社会的な悪といふ意味から規制の論議がすいぶん行なわれておりましたけれども、私はこれもむしろ角をためて牛を殺すという結果も生みかねない、そういういた意味で、広告宣伝費もはこれもむしろ角をためて牛を殺すといふ結果も生みかねない、そういういた意味で、広告宣伝費の課税に対しましては、私は法人税の制度としてあることは御存じのとおりであります。法人税の制度として強く課税いたしますと、むしろ欠陥が出るような気がいたします。

○委員長(竹中恒夫君) 本日の審査はこの程度にいたします。次回は五月二十九日午前十時より開会いたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十三分散会

（二）「そのこえる部分の金額の百分の五十に相当する金額」を「そのこえる部分の金額（以下この項において「限度超過額」という。）の百分の五十に相当する金額（次の各号に掲げる金額）」に改め、同項に次の二号を加える。

一 当該法人の当該事業年度において支出する交際費等の額が基準交際費額に満たない場合当該限度超過額からその満たない部分の金額（当該金額が当該限度超過額をこえる場合には、当該限度超過額に相当する金額）を控除した金額の百分の五十に相当する金額

二 当該法人の当該事業年度において支出する交際費等の額が基準交際費額の百分の百五に相当する金額をこえる場合 次のイ及びロに掲げる金額の合計額

イ そのこえる部分の金額（当該金額が当該限度超過額をこえる場合には、当該限度超過額に相当する金額）

ロ 当該限度超過額からイに掲げる金額を控除した金額の百分の五十に相当する金額

附 則

（譲渡所得に関する経過規定）

第十条 新法（附則第一条ただし書）に規定する改正規定の施行後のものをいう。以下次項まで及び第十七条において同じ。）第三十一条、第三十二条、第三十三条（第四項を除く。）、第三十三条の二、第三十八条の二及び第三十八条の十二の規定は、土地収用法の一部を改正する法律の施行の日（以下「収用法施行日」という。）以後に行なわれたこれらの規定に該当する資産の譲渡（新法第三十一条第三項の規定により収用等による譲渡があつたものとされる行為その他これららの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。以下次項までにおいて同じ。）に係る所得税について適用し、同日前に行なわれた当該資産の譲渡に係る所得税については、なほ從前の例による。

2 新法第三十四条の規定は、収用法施行日以後に譲渡した資産で新法第三十一条又は第三十二条の規定の適用を受けたものに係る新法第三十四条第一項に規定する代替資産等について適用し、同日前に譲渡した資産で旧法第三十一条又は第三十二条の規定の適用を受けたものに係る当該代替資産等については、なお従前の例による。

3 新法第三十三条第四項の規定は、施行日以後に納付すべき同項に規定する利子税について適用し、同日前に納付すべき当該利子税については、なお従前の例による。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除

に関する経過規定)

第十六条 新法第五十八条の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第五十八条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

(協同組合等の留保所得の特別控除に関する経過規定)

第十七条 新法第六十一条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の資産の譲渡に関する経過規定)

第十八条 新法第六十四条から第六十五条の三までの規定は、収用法施行日以後に行なわれたこれらの方に規定に該当する資産の譲渡(新法第六十四条第二項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの方において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。)に係る法人税について適用し、同日前に行なわれた当該資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(合併の場合の清算所得等の課税の特例に関する経過規定)

第十九条 新法第六十六条の二及び第六十六条の四の規定は、法人が施行日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合について適用する。

2 新法第六十六条の二第一項に規定する法人が施行日前に合併をした場合における清算所得に対する法人税の課税については、旧法第六十六条の三及び第六十六条の四の規定は、なおその効力を有する。

(石炭鉱業会社の所得計算の特例に関する経過規定)

第二十条 新法第六十六条の十一の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する元利補給金の交付を受ける場合について適用する。

(砂糖消費税の特例に関する経過規定)

第二十一条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。

(通行税に関する特例に伴う経過規定)

第二十二条 昭和四十二年六月三十日以前に領収した航空機の旅客運賃に係る通行税については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十三条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過規定)

第二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる國稅に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部のうちの改正する。

第二十五条 附則第九条第二項中「施行日以後に開始する事業年度に係る」を「施行日以後の」に改め

る。